

## 原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、原爆被爆者で組織する団体の円滑な運営を支援するため、運営経費の一部を補助し、もって原爆被爆者の支援や平和への取組等の被爆者団体の活発な活動を促進することを目的とする。

### (対象団体)

第2条 運営補助金の支給を受けることができる団体は、川崎市内で原爆被爆者が組織する団体とする。

### (交付金額の算定方法)

第3条 補助金の交付金額は、別表1に定める運営費について、別表2に定める補助基準額に基づき、予算の範囲内で算定するものとする。

### (支給申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、川崎市原爆被爆者団体運営費補助金交付申請書(様式第1号)を市長あて提出しなければならない。

2 市長は、前項の定める申請書を受理したときは、申請内容を審査の上、支給の可否を決定後、交付の決定を通知するものとする。

### (活動報告)

第5条 事業が完了した時(事業の中止又は廃止の場合を含む)は、事業実績報告書(様式第2号)を事業の完了した日から起算して2ヶ月以内に、次の書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書又は収支を証する書類
- (3) その他

(書類の整備等)

第6条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係る収入及び支出を明かにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものの他は、必要により健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表1) 運営費 (第3条関係)

団体の活動に必要な以下の経費

人件費、報償費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、集会行事費、会議費、交通費、役務費、調査費、雑費

ただし、交際費及び慶弔費は対象から除くものとする。

(別表2) 補助基準額 (第3条関係)

	金額 (年)
別表1の運営費	299,000円

様式第 1 号

年 月 日

川 崎 市 長 あて

団 体 名 \_\_\_\_\_

団 体 の 住 所 \_\_\_\_\_

団 体 代 表 者 名 \_\_\_\_\_

補 助 金 交 付 申 請 書

年度、 \_\_\_\_\_ の事業について、次のとおり運営費  
補助金の交付を受けたく別紙関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

2 年度事業計画

3 年度予算額

様式第2号

年 月 日

川崎市長 へ

団 体 名 \_\_\_\_\_

団 体 の 住 所 \_\_\_\_\_

団 体 代 表 者 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に係る事業実績報告書

上記補助金に係る事業実績について、別紙関係書類を添えて報告します。

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書又は収支を証する書類
- 3 その他